

～法務局（支局を含む）において人権相談をされる方へ～

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、来庁される方々への感染拡大防止のため、人権相談については、当分の間、電話又はインターネットを利用してくださいようお願いいたします。

なお、電話番号等は以下のとおりです。

みんなの人権110番	0570-003-110
子どもの人権110番	0120-007-110
女性の人権ホットライン	0570-070-810

インターネット人権相談窓口

<https://www.jinken.go.jp>（パソコン・携帯電話・スマートフォン共通）